

## 第 2 次

# まつやま子ども読書活動推進計画

～つなごう、本と子ども。伝えよう、読書の喜び～

平成23年3月

松山市



## はじめに

一人でも多くの人を笑顔に～全国に誇れる、わがまち松山。

市民の皆さんが主役となってはじめて、活力ある持続的なまちづくりが達成できます。そのためには自分たちのまちに「愛着や誇り」を持つこと、また、そこに「笑顔」があることが重要だと思います。

「読書」は、先人の知恵や想いを受け継ぎ、多くの人々と知識や感情を共有し、自ら考え生きていく力を身につけていく、命ある限り終わりのない営みです。また、「読書」は、先人への畏敬の念を育て、生きる感動や喜びを与えてくれます。

まさに、自ら考え動く市民が主役となるまちづくりに欠かせない活動といえましょう。

この度、平成 18 (2006) 年度から 5 年間を計画期間として策定した『まつやま子ども読書活動推進計画』を引き継ぎ、『第 2 次まつやま子ども読書活動推進計画』を策定いたしました。

この計画を通して、子どもの読書活動についての関心と理解がさらに深まり、多くの市民の皆様のご支援のもと、本市の未来を担う子どもたちが一人でも多く、本と出会い、読書の喜びを実感し、郷土愛を育み、日々笑顔で成長していくことができるよう、切に願っております。

平成 23 年 3 月

松山市長 野志 克仁

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
第1節	策定の趣旨.....	1
1	子どもの読書活動を取り巻く状況	
2	子ども読書活動の意義	
3	策定の背景	
第2節	第1次計画期間における取り組み・成果と課題.....	3
1	取り組み・成果	
2	課題	
3	数値目標達成状況	
第3節	計画の基本方針.....	5
1	目的	
2	計画策定の位置づけ	
3	計画策定の視点	
4	計画の対象	
5	計画推進の主体	
6	計画の期間	
7	計画の体系図	
8	計画の指標	
第2章	子どもの読書活動推進のための方策.....	9
第1節	子どもの発達・成長段階に応じた読書活動支援.....	9
1	ふれあいの読書期（乳幼児の読書活動の推進）	
2	ひろがりの読書期（児童の読書活動の推進）	
3	ふかまりの読書期（生徒の読書活動の推進）	
第2節	子ども読書環境の整備・充実.....	11
1	あらゆる場と機会を活用した読書機会の充実	
(1)	家庭における読書機会の充実に向けた市の取り組み	
(2)	地域における取り組み	
市立図書館		
公民館		
幼稚園・保育所		
地域子育て支援センター		
児童館・児童センター		
保健所		
ボランティア		

(3) 学校における取り組み

幼稚園【再掲】

小・中学校

(4) 障がいのある子どもたちのための取り組み

2 子ども図書 of 計画的な整備

(1) 地域における計画的な図書の整備

(2) 学校における計画的な図書の整備

(3) 連携による図書の有効活用

3 子ども読書活動支援に関する人的環境の充実

4 連携・協力体制の確立

5 情報の発信

附..... 3 3

1 利用の手引き

(1) 注解

(2) 関係施設の概要

2 参考資料

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 図書館法
- ・ 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- ・ 学校図書館法

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 策定の趣旨

#### 1 子どもの読書活動を取り巻く状況

経済の停滞、不安定な政治情勢に加え、格差社会、児童虐待、引きこもり、地域コミュニティの崩壊といった社会問題の深刻化により、子どもたちを取り巻く社会環境がますます厳しくなっている中、情報メディアは高度に発達し、急速に普及しています。

その結果、子どもでも多種多様で大量の情報を容易に手に入れることができるようになり、余暇時間の過ごし方など生活環境も大きく変化し、子どもの「読書離れ」が懸念されています。

平成22(2010)年に社団法人全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施した『第56回学校読書調査』によると、1か月に読む本の平均冊数は、小学生で10冊、中学生で4.2冊、高校生で1.9冊となっています。また、1か月に1冊も本を読まない「不読者」の割合は、小学生で6.2%、中学生で12.7%、高校生で44.3%となっています。年齢が高くなるに従って、本を読まなくなる傾向がはっきりとあらわれています。

また、国際的な調査である『OECD生徒の学習到達度調査』の結果によると、日本の子どもの読解力の低下が明らかになっています。直近の平成21(2009)年時の調査結果では回復傾向にありますが、他のアジア参加国の中の低下は否めません。

しかし、一方では、『まつやま子ども読書活動推進計画』が策定された5年前と比較すると、どの世代においても読書冊数が増加し、「不読者」の割合は、小学生では横ばいながら、他の年代層で減少しています。また、本市においては、市立図書館での小学生以下の子ども1人あたりの児童図書の出借冊数は、計画策定前の6.6冊から平成21(2009)年度には7.6冊に増加していることもあり、数字の上では、一般に指摘されているほど、「読書離れ」が進んでいるわけではありません。これは、社会が大きく変容する中であっても、子どもの成長を温かく見守り、家庭や地域、学校などの場において、子どもの読書活動の支援に取り組んできた大人の力に負うところが大きいと考えられます。

もちろん、いわゆる“ケータイ小説”の流行などを考慮すると、統計的な数値だけで「子どもの読書の実態」を論ずるべきではありません。

今を生き未来を担う子どもたちが、充実した読書生活の中で、自ら考え、判断し、課題を見つけ、解決していくという資質・能力を身につけることができるよう、それぞれの年代に応じた読書環境の整備と社会全体での働きかけがますます重要となっています。

## 2 子ども読書活動の意義

子どもにとって本を読むという行為は、単に知識を習得するためのものだけではなく、言葉を学び、思考力・判断力を育て、表現力を高めるなど、生きるための力を身につけていくうえで、たいへん重要なものです。

また、感性を磨き、視野を広げ、想像力・創造力を豊かにするなど、人間形成にも大きな役割を果たします。

本は、時には、子どもにとっての友となり師となり、生きるよすがや人生の道標となることもあります。

このように、計り知れない価値を持つ読書活動が、常に生活の一部としてある喜びを子どもたちに伝え、自ら読書活動を行っていくことができるよう、読書環境を整え、支援を行っていくことはきわめて意義のあることです。

## 3 策定の背景

国は、平成 13（2001）年に『子どもの読書活動の推進に関する法律』を制定し、翌年には『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』を閣議決定しました。その後、『文字・活字文化振興法』の施行や『教育基本法』の改正などにより、子どもの読書活動推進に関連する法整備が進められました。

平成 20（2008）年には、それまでの成果や課題を整理・検討したうえでの、新たな『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』を策定・公表しました。

『子どもの読書活動の推進に関する法律』第 9 条においては、地方公共団体も子ども読書活動推進計画の策定に努めることとしており、愛媛県では、平成 16（2004）年に『愛媛県子ども読書活動推進計画』を、平成 21（2009）年に“第 2 次計画”ともいうべき、新たな『愛媛県子ども読書活動推進計画』を策定しました。

こうした中、本市においては、平成 17（2005）年に、国と愛媛県の計画を基本とした『まつやま子ども読書活動推進計画』（以下「第 1 次計画」という。）を策定し、平成 18（2006）年度から 5 年間で計画期間として子どもの読書活動の推進を図ってきましたが、この間の取り組み・成果と課題を整理・検証し、

国や県の新たな計画を踏まえ、環境整備、支援の継続・拡充を目指して、『第2次まつやま子ども読書活動推進計画』を策定するものです。

国・県・松山市の子ども読書活動推進計画に関する動き

年次 平成	国	愛媛県	松山市
13年	子どもの読書活動の推進に関する法律		
14年	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画		
16年		愛媛県子ども読書活動推進計画	
17年	文字・活字文化振興法		まつやま子ども読書活動推進計画
18年	「教育基本法」の改正		
19年	「学校教育法」の改正		
20年	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）		
21年		愛媛県子ども読書活動推進計画（第二次）	

第2節 第1次計画期間における取り組み・成果と課題

1 取り組み・成果

関係機関や施設における、図書室や図書コーナーの設置や蔵書数の充実、様々なおはなし会や読み聞かせ会の実施、良書の紹介等を行うことにより、子どもが読書に親しむ機会を増やし、読書環境の整備を図りました。

また、子どもを取り巻く大人に理解と関心を深めてもらうために、おはなしや読み聞かせに関する講習会、研修会や講演会の開催、ブックリストの配布などを行い、子どもの読書活動の意義の普及・啓発を推進し、人的環境の充実を図りました。

さらに、行政から民間ボランティアまで、子ども読書に係る関係者をメンバーとした「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」を立ち上げ、関係団体が連携し相互協力を図ることのできる体制を整備しました。子ども読書推進関係者や関心のある市民が一堂に会し、年に1回開催する「交流研究集会」は、情報交換や意識啓発、研修の場として一定の役割を果たしています。

## 2 課題

より興味を持ってもらう内容や方法で、さらに多くの子どもが読書に親しむ機会を増やし、支援を行っていく必要があります。特に、読書離れが顕著な中学・高校生に対する一層の支援が重要です。

子どもを取り巻く大人についても、さらに普及・啓発を進め、保護者や教育等関係者だけではなく、社会全体で子どもの読書活動を支援する気運を高めることが大切です。

図書室や図書コーナーのさらなる充実にあたっては、冊数を増やすだけでなく、選書や蔵書構成を考慮した方策が必要です。

また、講習会等を通じて育成した人材を有効に活用すべく、活動する機会や場を提供するとともに、すでに活動を行っている人材のスキルアップについても考えなければなりません。

関係団体・関係者の連携については、より実のある協力・協働体制を確立できるよう、組織情報を一元化し共有する必要があります。

## 3 数値目標達成状況

第1次計画において設定した成果指標とその目標の達成状況は、以下のとおりです。

区 分	成 果 指 標	第1次計画	数値目標	実 績	
		平成16 (2004) 年度実績	平成22 (2010) 年度	平成21 (2009) 年度	
子どもの 読書活動の 推進	市立図書館における子ども (小学生以下)1人あたりの 児童図書の貸出冊数	6.6冊	7.0冊	7.64冊	
子どもの 読書環境の 整備・充実	市立図書館における子ども (小学生以下)1人あたりの 児童図書の蔵書冊数	3.3冊	3.5冊	3.57冊	
	学校図書館における 図書標準達成校の 割合	小学校	42%	50%	53%
		中学校	52%	60%	48%
	公民館図書室利用者数 (全利用者)		33,000人	40,000人	49,719人

\* 学校図書館図書標準 ~ 公立義務教育諸学校の学校図書館において、図書の整備を図る際の標準として、文部科学省が学校規模に応じた冊数を定めたもの。たとえ1冊であっても、標準冊数に達しなければ、達成とはならない。

### 第3節 計画の基本方針

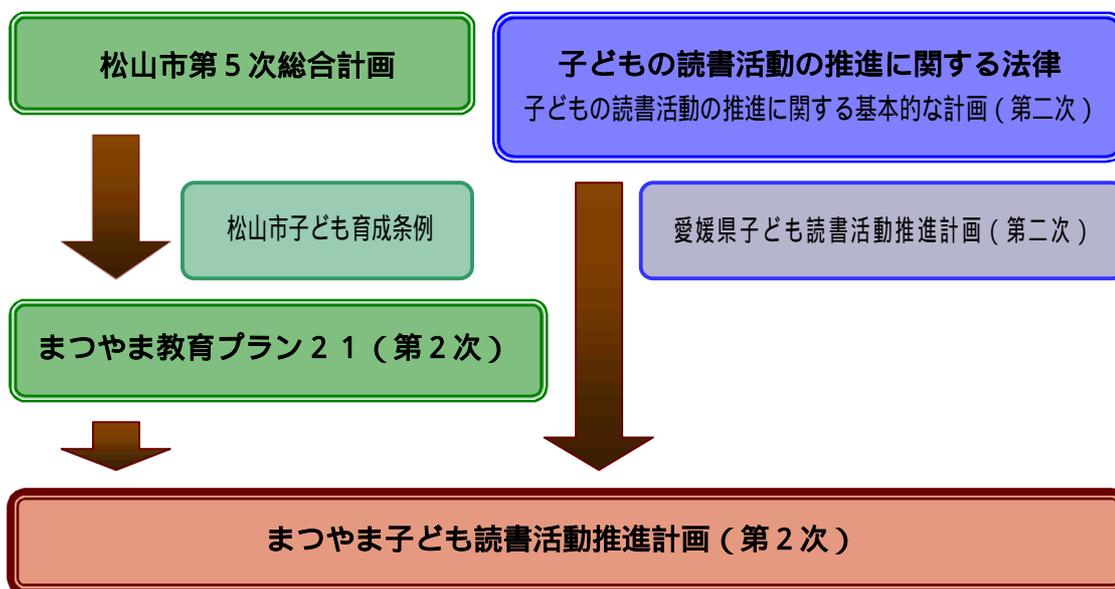
#### 1 目的

松山の子どもたちが、たくさんの本と出会い、読書の楽しさ・喜びを知り、自ら充実した読書活動を行うことができるよう、環境整備と様々な取り組みを通じて、支援します。

#### 2 計画策定の位置づけ

『子どもの読書活動の推進に関する法律』第4条及び第9条第2項に基づき、国の基本計画及び愛媛県の推進計画を基本としつつ、松山市における子どもの読書活動の推進に関する取り組みの方向性や施策について述べたものです。

『松山市第5次総合計画』の「のびのび教育日本一のまちづくり」及び『まつやま教育プラン21（第2次）』との整合を図り、『松山市子ども育成条例』の精神に基づき策定します。



#### 3 計画策定の視点

『第1次計画』における理念を承継し、子どもの発達・成長に応じた読書活動支援と読書環境の整備・充実の在り方を示します。

『第1次計画』における成果と課題を整理・検証した上で、その内容を反映させます。

計画を推進するための施策の具体的な方向性を示し、取り組みを提示します。

#### 4 計画の対象

この計画の中での「子ども」とは、0歳から18歳までを対象とします。

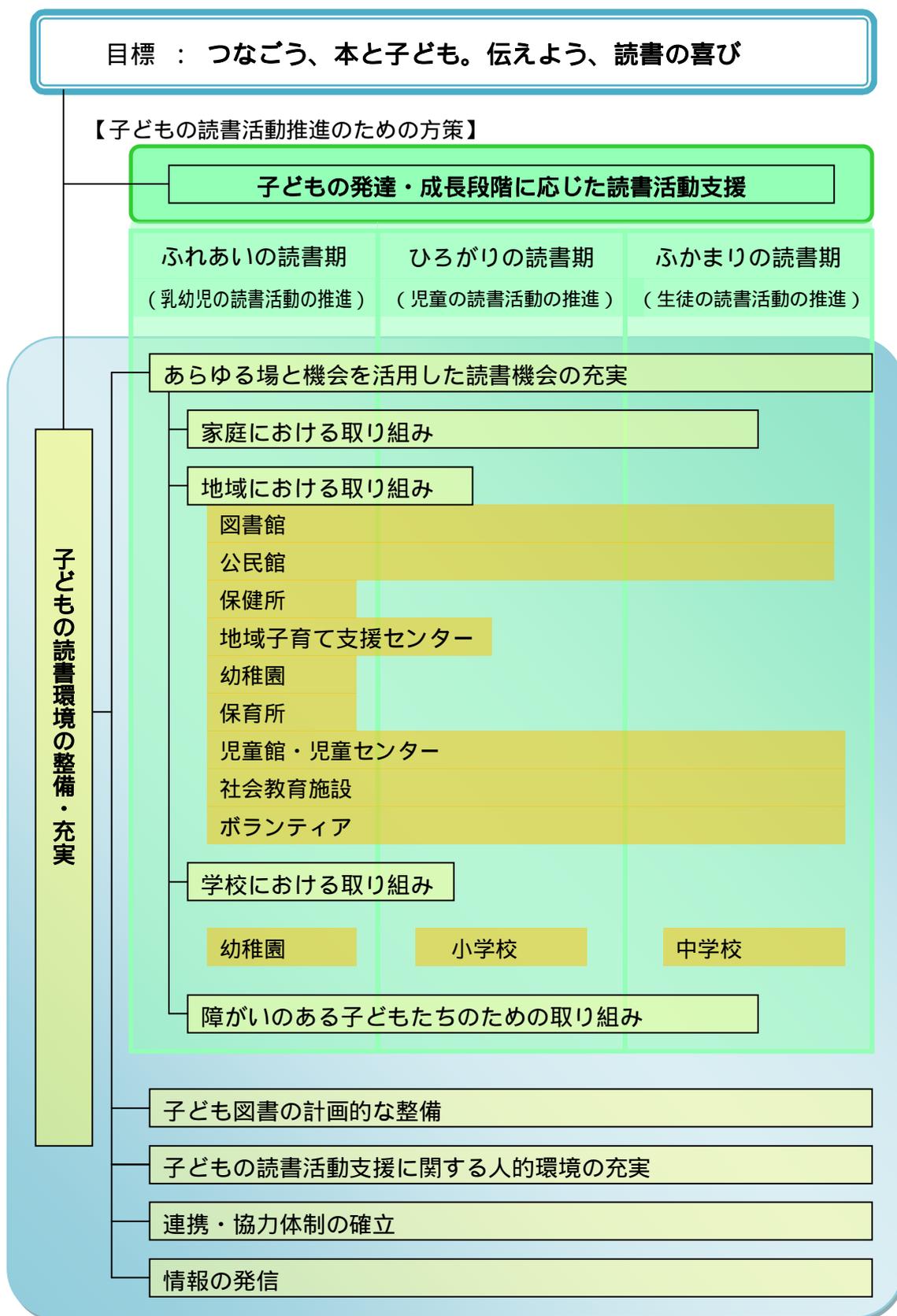
#### 5 計画推進の主体

子ども読書活動の推進主体は、行政をはじめ子どもの読書活動の推進に関わるあらゆる市民、団体や機関等を想定しています。個別の取り組みを充実させるとともに、各主体が相互に連携し協働することが、より効果的な推進に必要です。行政は、独自の取り組みはもちろんのこと、各主体の取り組みがより効果的に進められるための環境整備や支援等を行っていきます。

#### 6 計画の期間

平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間とします。

7 計画の体系図



【 子どもの読書活動推進のための施策 】

子どもの読書環境の整備・充実

あらゆる場と機会を活用した読書機会の充実	
家庭 市の取り組み	保護者への働きかけ 図書館等施設の充実
地域 市立図書館	蔵書の充実 利用環境の整備 催事の開催 広報活動の充実 連携・協力の促進
公民館	ボランティアの育成 他団体との連携、情報共有 公民館各館における取り組み研究
幼稚園・保育所	図書の本棚の整備 読み聞かせ指導の充実 保護者への啓発・支援
地域子育て支援センター	図書の整備 保護者への啓発・支援
児童館・児童センター	図書スペースの充実 異世代交流の促進
保健所	「絵本ってステキ」講座の継続 幼児健診時の啓発
ボランティア	研修学習機会の充実 ボランティア相互の交流の推進
学校〔幼稚園〕 小・中学校	人的・物的環境の整備・充実 読書活動の推進
障がいのある子どもたち	障がいに応じた資料整備 支援方策の研究
子ども図書の計画的な整備	
地域における計画的な図書の整備	充実した蔵書整備
学校における計画的な図書の整備	量的充実 質的充実
連携による図書の有効活用	市立図書館における団体貸出等の各機関への図書支援の充実 有効方策の研究
子どもの読書活動支援に関する人的環境の充実	関係職員の意識啓発・スキルアップ 関係職員の支援環境の整備 ボランティアの充実
連携・協力体制の確立	連携・協力の体制の確立
情報の発信	有機的に支援に結びつける情報発信

## 8 計画の指標

この計画の実施にあたり、進捗状況や効果を把握するための成果指標、及び平成 27 年度（2015）年度における数値目標を以下のとおり設定します。

区 分	成 果 指 標	第 1 次計画実績	数値目標
		平成 21 (2009) 年度	平成 27 (2015) 年度
子どもの 読書活動の推進	市立図書館における子ども (小学生以下) 1人あたりの 児童図書の出借冊数	7.64冊	7.8冊
子どもの 読書環境の整備 充実	市立図書館における子ども (小学生以下) 1人あたりの 児童図書の蔵書冊数	3.57冊	3.7冊
	学校図書館におけ る図書標準達成校 の割合	小学校	53%
		中学校	48%

## 第 2 章 子どもの読書活動推進のための方策

### 第 1 節 子どもの発達・成長段階に応じた読書活動支援

#### 1 ふれあいの読書期（乳幼児の読書活動の推進）

この時期の子どもたちは、保護者など身近な大人との関わりによって本と出会います。自分のために本を読んでもらい、読み手と楽しさを分かち合うことは、子どもにとっての大きな喜びです。まだ言葉や絵を認識できない子どもも、読み手の声や表情を通して多くのメッセージを受け取り、喜びを共有します。

この時期に、本に興味を持ってもらい親しんでもらうことこそが、自ら読書する子どもを育て、子ども読書活動を推し進めるうえで、一番重要であるといっても過言ではないでしょう。

そのために、これから子どもを授かることになった方々も含めた保護者や周囲の大人たちに、この時期の読書の意義と理解を深めてもらい、子どもと本の橋渡し役を担ってもらうべく、様々な機会をとらえて興味を引く方法で啓発活

動を行うことが肝心です。

もちろん、乳幼児期の子どもたちが身近に接することのできる読書環境を整備・充実し、おはなし会など様々な活動により読書の楽しみにふれる機会を増やすことも必要です。

“子どもと本をつないでいこう”を目標に、幼稚園や保育園、保健所などが、個々の活動を充実させながら、相互に連携・協力を推し進め、家庭と地域を巻き込んだ、支援の輪を広げていくことに努めます。

## 2 ひろがりの読書期（児童の読書活動の推進）

小学校に上がると、学習のために本を読む、史実の面白さに目覚める、物語に感動するなど、次第に読書の幅が広がってきます。読書を通して知識や情報を得るとともに、世界の広さや歴史の奥深さ、社会の多様性、世の中の複雑さなどにも気づくようになります。一方、学年が進むにつれ、興味の向く範囲が広がり「読書離れ」も生じてきます。

たくさんの本の中から、自分の求める本を選び出すのは大変なことです。

この時期に、一人ひとりに合った本を手渡したり、本を選ぶにあたって助言を与えたりするなどして、子どもが自分自身で本を選ぶ力を身につけられるように支援していくことが重要です。

“自ら読む子を育てよう”を目標に、児童にとっていちばん身近な小学校を中心に、家庭、地域が密接に連携した支援を行うことに努めます。

## 3 ふかまりの読書期（生徒の読書活動の推進）

この世代の子どもたちは、明確な目的意識をもって本を読むようになります。趣味としての読書が根付き始めるのもこの時期です。

また、日常の行動範囲も広がり、本のある様々な場所へ自ら出向くことができるようになります。

一方で、勉学やスポーツ、習い事等、活動範囲が多様化し、携帯電話やインターネットなどの情報通信機器もより身近になるため、読書離れがさらに進み、「読む子」と「読まない子」にはっきりと分かれてきます。

いったん読書から離れてしまった生徒に、本を読む楽しみを再認識してもらうためには、「読ませたい」本ではなく、「読んでよかった」と思ってもらえる本を紹介するなどの地道な支援が必要となります。

また、読む子に対しては、さらに読書の奥深さを知ってもらうために、環境を整備し、新たな本の世界へ誘う支援が必要となります。

いかに支援していくか、その方法がいちばん難しい世代ですが、“読む子にも

読まない子にも読書の楽しさを”を目標に、関係機関や団体が協力・連携して知恵を出し合い、有効な方策を見つけ、支援を進めていくことに努めます。

## 第2節 子ども読書環境の整備・充実

### 1 あらゆる場と機会を活用した読書機会の充実

#### (1) 家庭における読書機会の充実に向けた市の取り組み

家庭は、子どもの生活の基本の場です。家族から様々なことを学び、基本的な習慣を身につけ、成長していきます。子どもと本が出会い、読書の楽しさに目覚め、自ら読書活動を行うようになるためには、保護者自身が読書の楽しみや意義を認識し、家族の触れ合いの中に読書活動を取り入れることが重要です。

##### 【現状】

各関係機関や施設において、読み聞かせ体験教室など各種講習会や子どもの年代に即した推薦図書を紹介や展示を行うことにより、保護者への子ども読書活動の啓発と情報の提供に努めました。また、おはなし会など、読書の楽しさを親子で共有するきっかけとなる事業を行いました。

目に見える成果はありませんが、“読み聞かせ”ということばが一般化し、各種事業への参加者が定着するなど、家庭における読書活動が少しずつ浸透してきているのではないかと考えられます。

##### 【課題】

家庭における読書活動を更に浸透させる必要があります。家庭による格差をなくし、どの家庭においても、子どもが本と出会うことが出来るような状況をつくっていくことが必要です。

##### 【施策】

#### ア) 保護者への働きかけ

- ・ 子どもの読書活動の意義や重要性、読書の楽しさを認識してもらうため、子どものあらゆる年代において、学校・幼稚園・保健所・保育所・公民館・児童館等関係各機関が、保護者への働きかけを強めます。また、興味・関心が広がる事業を積極的に展開し、あわせて事業が周知されるよう、広報の充実に努めます。
- ・ 親子読書の方法についてのノウハウや本の選び方などの情報の提供に努めます。
- ・ 保護者自身が読書に楽しみを見出すよう働きかけます。
- ・ 家族ぐるみの読書をすすめるよう働きかけます。

## イ) 図書館等施設の充実

- ・市立図書館をはじめ公民館、児童館図書室などの各施設において、絵本や児童書を充実し、保護者が乳幼児を連れて来館しやすいように、設備や館内の雰囲気づくりなどの条件整備を行い、あわせて施設の案内・周知に努めます。

## (2) 地域における取り組み

### 市立図書館

豊富な資料を揃え、市民誰もが利用できる、地域の読書活動の中心的役割を担う市立図書館は、子どもの読書活動推進においても、大きな役割を果たすべきです。子どもや保護者へのサービスの直接的な提供はもちろんのこと、松山市における、子ども読書推進ネットワークの中核となり、連携・協力体制を押し進め、関係者・関係機関等への支援を図る必要があります。

#### 【現状】

中央館だけではなく三津浜、北条、中島の各館において、また幼稚園や保健所など図書館の外において、ボランティアとの連携のもと、年齢層に応じた多様なおはなし会を開催し、子どもと本の出会いの場を提供しています。

また、保護者をはじめとする大人に対する「読み聞かせ体験教室」や「おはなしボランティア教室」等を開催し、子ども読書活動の意義の啓発・普及と人材育成を図りました。

読書活動のきっかけとなる、おすすめ本ガイドなどを作成し、図書館内のみならず、学校や幼稚園、保健所等で配布しています。

図書の有効活用を図るべく、学校や子ども文庫などへの団体貸出を進める中で、要望の多い大型絵本や大型紙芝居の収集、整備を行いました。

関係者のネットワーク化を図るため、図書館が中心となって、「まつやま子ども読書交流研究集会」を開催しました。

こうした取り組みの中、児童図書の貸出数が増加するなど一定の効果は表れているものと思われます。

#### 【課題】

図書館へ来館する子どもたちに対する直接サービスを、さらに充実させることはもちろんのこと、一層より多くの子どもが本と出会うことにより未来への可能性を拡げることができるよう、図書館内外における、様々な取り組みの拡充が必要です。また、特に図書館利用が少なく、読書離れが進む中学・高校生に対しての働きかけが重要です。

図書館は子どもの読書活動推進の中核であるべきことをふまえ、情報拠点

たる役割を果たし、関係機関・関係者の連携・協力体制を推進し、支援していくことが大切です

#### 【施策】

##### ア) 蔵書の充実

- ・ 子どもの豊富で多彩な読書ニーズに応えることができるよう、成長の各段階に対応する本、子どもの多岐にわたる興味・関心に沿う図書を幅広く収集、整備します。
- ・ 子どもの本のガイド・リストや子ども読書の意義啓発書、おはなし会等のノウハウ本などを揃え、子どもの読書活動推進のための有効利用に供します。
- ・ 郷土に対する知識を深め、松山に誇りを持てるよう、地域の歴史や文化に関する図書の収集、保存に努めます。
- ・ 児童文学の継承・発展に資するため、児童書の廃棄は蔵書構成を考慮しながら適切に行います。また、廃棄した児童書や寄贈本について、有効な再活用の方策を考慮します。

##### イ) 利用環境の整備

- ・ 子どもと保護者が利用しやすく、楽しむことのできる読書空間づくりを目指して、書架やサインの工夫など児童コーナーの整備に努めます。
- ・ 子どもが使いやすくわかりやすい利用者用端末を整備して、子どもが自分で自由に資料を検索し、利用することができる環境を整えます。
- ・ 乳幼児をかかえる保護者や図書館に来館することができない子どもたちのために、移動図書館、団体貸出による貸出しを促進します。
- ・ 障がいのある子どもに対してのサービスについて考慮します。
- ・ 図書館職員は、児童書に精通するとともに、子どもの特性を理解した対応を行うことができるよう、積極的に知識の習得と技術の研鑽に努めます。

##### ウ) 催事の開催

- ・ 子どもの対象年齢に応じた多様なおはなし会や講座を開催し、楽しみながら、読書に関心・興味をもってもらおうよう努めます。
- ・ 子ども読書の意義啓発や活動推進に向けた、保護者をはじめとする大人に対しての講座や教室を企画、開催し、子どもの読書活動への理解と関心を高めます。

##### エ) 広報活動の充実

- ・ 各年代別のおすすめ本リストや保護者向け啓発冊子などを作成し、図書館だけではなく、様々な機関、機会を通じて配布します。

- ・ 図書館のホームページを活用し、子ども読書に係る様々な情報を発信することに努めます。

#### オ) 連携・協力の促進

- ・ 子どもの読書に関する情報の集約、発信、提供を行い、子ども読書活動推進の情報の共有化のための拠点としての役割を担うことに努めます。
- ・ 子どもの読書に携わる関係者が集い、ともに学び、子ども読書に係る情報や意見を交換できる交流の場を設けます。
- ・ 学校をはじめとする関係機関・施設への団体貸出を充実させるために、資料を整備し、制度の周知に努めるとともに、より利用しやすいシステムづくりを研究・検討します。
- ・ 図書館のレファレンス機能を活用した資料調査など、学校での教科指導を援助します。
- ・ 学校図書館運営支援員や教諭、保育士、児童厚生員等子どもに日常的に接する関係者が、子ども読書の普及のためのノウハウを身に付け、より充実した活動を行っていくことができるよう、研修の開催などを通して支援していくシステムづくりを目指します。
- ・ ボランティアの育成、スキルアップを目指して、講習会を開催します。
- ・ ボランティアに関する情報の把握、活動の場の提供等を通じて、ボランティアがより効果的に活動できるよう、支援を図ることに努めます。
- ・ 教育委員会各課、保育課、健康づくり推進課、子育て支援課等、子どもの育成に関わる関係各課と連携し、行政における子どもの読書活動推進の中心的な役割を果たします。

#### 公民館

公民館は地域住民が生活の中に即した教育・学術・文化に関する事業を行う社会教育施設です。また、日常の生活圏内にあり、子どもや保護者にとって身近な存在です。図書室を備え、読み聞かせやおはなし会など子ども読書に関連した事業を行う公民館も多くあります。

様々な年齢層の地元住民が集う、地域のふれあいの中で、読書に出会う機会を持つということは、学校図書館や公共図書館における出会いとはまた違った意味合いを持ちます。

また、公共図書館に遠い地区の公民館図書室は、住民にとって、その読書生活にかけがえのない存在です。

#### 【現状】

地域やボランティアが子どもの読書活動に熱心な公民館においては、子どもたちが図書室の利用が多く、読み聞かせなどの子ども読書推進活動を、頻

繁に行っています。それらの活動は、人材育成も兼ねているところもあり、参加した保護者の中から新たに読み聞かせスタッフが育つなど、活動が好循環に進んでいる事例も見られました。

#### 【課題】

41 公民館全体で見ると、活動状況には、ばらつきがあるのが現状です。これは、地域性や施設的环境・状況が異なることもさることながら、図書室運営、子ども読書推進活動ともに、地域との連携、ボランティアの協力に依るところが大きいためです。この状況を変えることは容易ではなく、すべての公民館が足並みをそろえて子ども読書活動を推進していくことは困難であると考えられます。

公民館ごとにその地域のニーズに応じた、子どもに対する読書推進活動を促進していくことが必要です。

#### 公民館における図書の貸出し〔平成 21 年度〕

年間の図書貸出し数	公民館数（33 館）	構成比（100％）
10,001 冊 ～	3 館	9 %
3,001 冊 ～ 10,000 冊	6 館	18 %
1,001 冊 ～ 3,000 冊	6 館	18 %
501 冊 ～ 1,000 冊	8 館	24 %
101 冊 ～ 500 冊	9 館	28 %
～ 100 冊	1 館	3 %

#### 子ども読み聞かせ教室の開催〔平成 21 年度〕

年間の教室開催回数	公民館数（41 館）	構成比（100％）
31 回 ～	2 館	5 %
21 回 ～ 30 回	3 館	7 %
11 回 ～ 20 回	16 館	39 %
1 回 ～ 10 回	7 館	17 %
0 回	13 館	32 %

\* 子育てサロン型事業を含む

#### 【施策】

##### ア) ボランティアの育成

- ・ 図書室運営は、地域のボランティアで営まれている場合がほとんどであるため、意欲向上のためにも、スキルアップのための研修を行います。具体的には、実際の公民館図書室を使った、選書や蔵書のレイアウト、部屋の改装などについてのワークショップ形式の講習などになります。
- ・ 子どもの読書推進活動について、実演講習や連携して活動の輪を広げて

いくための手がかりを学ぶ機会を設けます。

#### イ) 他団体との連携、情報共有

- ・ 公民館単体での活動だけではなく、他団体との連携によって大きな相乗効果が生まれる方策を研究します。例えば、児童クラブや子育てサークル・NPO等に活動の場として図書室を提供し、その間に図書室に来た子どもに対し本の貸し出しを行ってもらうなどが考えられます。
- ・ 子どもの居場所づくりとして図書室を開放するため、他団体の協力を得られる方策を研究します。
- ・ 児童書の選書について、PTAや子ども会などの団体などに依頼します。保護者自身が本を選ぶことによって、公民館図書室へ親近感を持ってもらい、実際の利用に向けて動機付けを図ります。

#### ウ) 公民館各館における取り組み研究

- ・ 様々に異なる公民館の地域実情や特性を考慮して、各館における子どもの読書推進活動への取り組みはどうあるべきなのか、公民館全体を俯瞰できる立場から、研究に努めます。地域の実情に応じた公民館図書室の必要性、また子どもが少ない地区においての子ども読書活動推進の必要性や関わり方、といったことなどを検討します。

#### 幼稚園・保育所

乳幼児期の子どもたちは、絵本や物語等に親しむ活動を通じて、その内容を自分の経験と結びつけながら、イメージを広げ、想像することの楽しさを知ります。また、その感じ方を伝え合うことにより、さらに捉え方が広がったりイメージの豊かさが増したりします。同時に、他者と心を通わせる心地よい経験を重ねることもできます。こうしたことが、子どもの豊かな感性を育み、読書の楽しさを知ることにつながっていきます。

そのため、幼稚園や保育所においては、読み聞かせ等の活動を日常的に取り入れるとともに、子どもたちがゆったりとした気持ちで絵本等にふれることができるような環境づくりに努めることが大切です。

また、子どもが絵本や物語に親しむためには、家庭が重要な役割を果たすため、読書に対する理解と関心がもてるよう、保護者への働きかけを行うことが必要です。

#### 【現状】

市立の幼稚園や保育園では、園内に絵本コーナーを設け、子どもたちがいつでも図書にふれることができる環境づくりに努めました。

保育の中では、読み聞かせを継続的に取り入れたほか、一部の園では交流

活動や職場体験学習において小・中学生による読み聞かせを行うなど、子どもたちがお話の世界にふれる多様な機会をもつことができました。

さらに、地域ボランティアの活用により、子どもたちに幅広く絵本や物語に親しむ機会を設けました。教諭や保育士も、ボランティアの技術の素晴らしさや幅広さに触発され、自己研鑽に努めようという機運が広がっています。

また、保護者への啓発として、家庭への図書の貸出しに加え、絵本選びのアドバイス、園便りなどでのおすすめ本の紹介、絵本や読み聞かせについての講演会、親子で一緒に参加できる読み聞かせ会などの実施により、保護者の興味や関心を喚起しました。

### 【課題】

読書の空間は確保されていますが、全体に蔵書が少ないうえに、子どもに人気があり、活用頻度の多い絵本ほど劣化が激しい状態です。また、発達段階に応じた十分な図書の整備が求められています。

教諭・保育士は保育の中で読み聞かせを行い、保護者への啓発も行うという役割を果たします。そのため、技術の向上と読み聞かせ指導の充実が不可欠で、研修の充実が重要です。

また近年、活発になってきた、保護者ボランティアによる読み聞かせなどの活動が子ども読書のよりよい環境の一つとして機能していくよう、支援していくことが大切です。

一般的に保護者の関心は高まっていますが、乳幼児期における読書活動のとらえ方は様々で、今後も引き続き啓発をしていく必要があります。

### 【施策】

#### ア) 図書の整備

- ・ 図書購入費の確保による、絵本や紙芝居等の整備に努めます。
- ・ 図書館やボランティアと連携しながら、発達段階に応じた選書を行います。
- ・ 家庭への貸出制度を整え、利用を増やすことで、家庭における読書環境の充実に寄与します。

#### イ) 読み聞かせ指導の充実

- ・ 教諭・保育士の研修会を開催し、情報交換の工夫を行うことに努めます。

#### ウ) 保護者への啓発・支援

- ・ 様々な機会を捉えて、保護者に子ども読書の意義を啓発します。
- ・ 選書のアドバイスや推薦本の紹介などを積極的に行うよう努めます。
- ・ 図書館や地域ボランティア等と協力してスキル向上のための研修を行うなど、保護者ボランティアの活動支援に努めます。

## 地域子育て支援センター

子育て家庭における育児支援を目的としており、保護者と未就園児を対象にした様々な活動を行っています。センター内に図書コーナーを設け、親子が触れ合う中で本に親しむきっかけをつくるとともに、絵本の紹介や選び方のアドバイスなどを通じて、保護者の意識啓発を行っています。

### 【現状】

センター内に図書コーナーを設け、親子で自由に閲覧してもらうことはもちろん、貸出しも行いました。また、おすすめ本について、展示したり、掲示板や配布チラシの中で紹介したりしました。

センター内外での保護者対象の講座実施時に、ボランティアの協力のもと、おはなし会や絵本の紹介、選書や読み聞かせのアドバイスなどを行いました。

こうした取り組みの中、親子で絵本を選び、楽しむ姿が多く見受けられるようになりました。また、子育てサークルが集うときには、保護者が絵本や紙芝居などを使っておはなし会を取り入れるようになりました。

### 【課題】

図書コーナーについては、それなりに利用されているとはいえ、まだ認知度が低く、貸出利用も多いとはいえません。また、保護者の意識も高まってきてはいますが、さらに親子で絵本を楽しむ機会を増やし、啓発を進めることが必要です。

### 【施策】

#### ア) 図書の整備

- ・ 絵本を中心に、保護者向けの子ども読書の参考となる資料も揃えるなど、図書コーナーの資料の充実に努めます。
- ・ 地域への情報提供を行い、貸出利用者を増やします。

#### イ) 保護者への啓発・支援

- ・ 親子で絵本を楽しむことのできる機会を増やし、積極的に保護者に関わってアドバイスを行うことに努めます。
- ・ 子育てサークルへの支援に努めます。

## 児童館・児童センター

18歳までの子どもを対象としており、様々な年代の子どもが、遊びやスポーツを目的として日常的に集います。各施設とも図書コーナーを設置し、おはなし会を開催するなど、来館した子どもが読書に出会い親しむきっかけを提供しています。

## 【現状】

各児童館・児童センターにおいて読書活動に関する事業を取り入れ、地域の児童の健全育成を図りました。

図書スペースの設置はもとより、子どもの読書活動支援として、おはなし会や読み聞かせなどの既存事業の充実に取り組み、イベント等を通じて保護者に読書の意義や重要性を伝える普及・啓発に努めました。その結果、親子で読み聞かせを楽しむ姿が見られるようになっていきます。

また、それに伴い、保護者から読み聞かせの仕方や図書に関する質問や意見を受けることが増えたため、職員が子どもの読書活動に積極的に関わられるよう、各種講習会に参加し、資質の向上を図りました。各職員が技術を磨くことにより、適切な指導を行うことができるようになり、さらに、来館者の様々なニーズに応じられるよう、図書スペースの配架や配置の工夫など読書環境の充実にも取り組むことが可能となりました。

以上のような読書活動につながる素地を養うことによって、よりひろがりのある新たな企画の実施が可能となり、地域住民や小中学・高校生のボランティアによる読み聞かせを盛り込んだ異世代交流の推進による読書推進活動への参画と理解を深めました。

## 【課題】

子どもに求められる図書の情報が不足しており、他機関との情報交換が必要です。

また、様々な年齢の子どもが集まるという児童館の特徴を活かし、少子化の進行により、兄弟姉妹が少ない子どもたちの異世代交流をはかるような取り組みのさらなる推進が必要です。

## 【施策】

### ア) 図書スペースの充実

- ・ 他機関との連携を行い、子どもにとって魅力ある図書を揃えるよう努めます。
- ・ 職員の資質向上に努め、配架や配置の工夫を進めます。
- ・ 地域への情報の提供を行い、貸出利用者を増やします。

### イ) 異世代交流の促進

- ・ 小中学・高校生による、下の年代の子どもに対する読み聞かせなど、読書活動を異世代交流に結びつける取り組みを研究し、推進に努めます。

保健所

妊婦や乳幼児親子が多く訪れますが、日常生活の中で継続的に来所されるものではないので、機会を捉えて、保護者への意識啓発を行い、親子で本に触れ合う場を提供するなど、読書の入り口を紹介することが求められています。

#### 【現状】

初妊婦対象の「はじめてのママのための教室」において、「絵本ってステキ」と題した講演を実施し、読み聞かせの実演も交えながら絵本の楽しさと大切さを伝え、保護者の意識啓発を行っています。

また、幼児健診時には、市立図書館作成の「おすすめ絵本ガイド」を配布し、絵本の展示を行うとともに、待ち時間にボランティアによる大型絵本の読み聞かせ等を行っており、親子で読書の楽しみに触れてもらう機会を提供するとともに、保護者へ絵本の大切さをPRしています。

#### 【課題】

子どもが本に出会う機会の拡大のため、保護者に対して一層の啓発が大切です。幼児健診時に行う展示絵本の数も種類も十分とは言えず、他機関との連携などにより、多種多様な本を紹介する必要があります。

#### 【施策】

ア)「絵本ってステキ」講座の継続

- ・「はじめてのママのための教室」において、今後も「絵本ってステキ」講座を継続し、初妊婦を対象に絵本の大切さを伝えていきます。

イ) 幼児健診時の啓発

- ・「おすすめ絵本ガイド」の配布を継続します。
- ・市立図書館の団体貸出制度を利用するなどして、子どもの年齢に応じた、多種多様なおすすめ本を展示し、読書活動の大切さを認識するきっかけとなるよう啓発に努めます。

#### ボランティア

子どもの読書活動の推進に、ボランティアの存在は欠くことのできないものです。ボランティアの活動の中には、行政や教育機関をはるかにしのぐものがあります。また、公の活動を補完し、支援する役割においても、非常に有意義な存在です。ボランティア自身の活動の支援を行いながら、ボランティアのノウハウやスキルを有効に活用することが子どもの読書活動の推進につながります。

#### 【現状】

おはなしボランティアによる地域や学校におけるおはなし会活動が年々活

発になる中、市立図書館において、育成講座やスキルアップのための講座を開きました。市PTA联合会においては、読書推進部会を設け、学校ボランティアのための研修を行っています。こうした講座や研修の講師は、ベテランのボランティアが努めるなど、ボランティア相互の技の継承が進んでいます。

家庭や地域の集会所において図書の貸出しや読み聞かせを行っている子ども文庫は、市立図書館の団体貸出制度を利用し、蔵書の充実をはかっています。

「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」にはボランティアや子ども文庫主宰者がメンバーとして参加し、行政や教育関係者とともに、意見交換、情報交換を行いました。また、「まつやま子ども読書推進ネットワーク交流研究集会」には、多くのボランティアや子ども文庫関係者が、活動報告や実演を披露する発表者として、また参加者として関わり、交流を深め、情報を交換し、研鑽を積んでいます。

#### 【課題】

裾野と活動の幅を広げるため、ボランティアの育成や資質向上のための講座を増やし、内容を多様化する必要があります。

また、個別に活動しているボランティアの情報を収集・集約し、相互に交流や情報交換が出来る仕組みづくりが必要です。

#### 【施策】

##### ア) 研修学習機会の充実

- ・ 人材育成、資質向上のための研修機会を増やし、内容を充実することに努めます。

##### イ) ボランティア相互の交流の推進

- ・ ボランティアに関する情報を収集、集約し、相互に交流や情報交換ができる仕組みづくりに努めます。

### (3) 学校における取り組み

#### 幼稚園【再掲】

幼児期の子どもたちは、絵本や物語等に親しむ活動を通じて、その内容を自分の経験と結びつけながら、イメージを広げ想像することの楽しさを知ります。また、その感じ方を伝え合うことにより、さらに捉え方が広がったりイメージの豊かさが増したりします。同時に、心を通わせる心地よい経験を重ねることもできます。こうしたことが、子どもの豊かな感性を育み、読書の楽しさを知ることにつながっていきます。

そのため、幼稚園においては、読み聞かせ等の活動を日常的に取り入れる

とともに、子どもたちがゆったりとした気持ちで絵本等にふれることができるような環境づくりに努めることが大切です。

また、子どもが絵本や物語に親しむためには、家庭が重要な役割を果たすため、読書に対する理解と関心がもてるよう、未就園児も含めた保護者への働きかけを行うことが必要です。

#### 【現状】

園内の絵本の部屋や絵本コーナーを整備し、子どもたちが安心して図書にふれることができる環境づくりに努めました。

保育の中では、教師による読み聞かせを発達段階に応じて継続的に取り入れたほか、一部の幼稚園では交流活動や職場体験学習において、小・中学生による読み聞かせを行い、子どもたちがお話の世界にふれる多様な機会としました。

さらに、地域ボランティアの積極的な活用により、子どもたちに幅広く絵本や物語に親しむ機会を設けました。教師も、ボランティアの技術の素晴らしさや幅広さに触発され、自己研鑽に努めようという機運が広がりました。

また、保護者への啓発として、家庭への図書の貸出しに加え、親子で一緒に読み聞かせ会に参加することで、楽しさを親子で共有する機会をもちました。それにより、保護者の興味や関心を喚起し、保護者の読み聞かせサークルの活動も活発になってきています。未就園児保護者に対しては、子育て支援の一環として未就園児親子対象のお話会を積極的に行いました。熱心に聞き入る子どもの姿に驚く保護者が多く、終了後に選書や読み聞かせのポイントなどの質問をする様子も見られ、家庭における在り方を振り返る機会にもなったようです。こうしたことから、保護者の意識の変容が、子どもの読書環境を変えることにつながると再確認しました。

#### 【課題】

読書の空間は確保されていますが、全体に蔵書が少ないうえに、子どもに人気があり活用頻度の多い絵本ほど劣化が激しい状態です。また、未就園児用の絵本も少ないことから、発達段階に応じた十分な図書の整備が求められています。

教師は保育の中で読み聞かせを行い、保護者への啓発も行うという役割を果たします。そのため、技術の向上と意識の高揚が不可欠で、研修の充実が重要です。

また、保護者サークルの活動が活発になるに伴い、次第に活動内容の充実が目向けられるようになってきています。サークルの活動が子ども読書のよりよい環境の一つとして機能していくよう、保護者サークルを支援してい

くことが大切です。

全般的に保護者の関心は高まっていますが、幼児期における読書活動のとりえ方は様々で、今後も引き続き啓発をしていく必要があります。

#### 【施策】

##### ア) 図書整備

- ・ 図書購入費の確保による、絵本や紙芝居等の整備に努めます。
- ・ 図書館やボランティアと連携しながら、発達段階に応じた選書を行います。
- ・ 家庭への貸出制度を整え、利用を増やすことで、家庭における読書環境の充実に寄与します。

##### イ) 読み聞かせ指導の充実

- ・ 教諭の研修会を開催し、情報交換の工夫を行うことに努めます。

##### ウ) 保護者への啓発・支援

- ・ 様々な機会を捉えて、保護者に子ども読書の意義を啓発します。
- ・ 選書のアドバイスや推薦本の紹介などを積極的に行うよう努めます。
- ・ 図書館や地域ボランティア等と協力してスキル向上のための研修を行うなど、保護者ボランティアの活動支援に努めます。

#### 小・中学校

小中学校の学齢期は、本格的な学習が始まり、子どもたちの自我が形成され道徳性の基盤が培われる時期です。この時期の読書は、学力の基盤としての言葉の力を育むとともに、一人ひとり人間形成につながる重要な役割を果たすものです。

こうした読書の意義と役割を踏まえ、小中学校においては、読書活動の中核的な役割を果たす学校図書館を最大限に生かし、学校生活のさまざまな場面において発達段階に応じたきめ細やかな読書活動を充実させていくことが大切です。そして何より、本が好きでみずから本に手を伸ばす子どもを育てていくことが求められます。

そのためには、まず学校図書館が子どもたちの読書推進や学習活動に機能的な役割を果たすことができるよう、その物的環境と人的環境の整備を進めていく必要があります。

そして各教科の授業はもとより、朝の一斉読書、子どもたちが運営する読書集会、ボランティア等も活用した読み聞かせやブックトークなど、学校教育のあらゆる機会を通して、本に興味を持たせ読書に親しむ取組を工夫することが大切です。

さらに、子どもたちに関わる教師一人ひとりが読書の意義と楽しさを理

解し、適切な読書指導と図書館の活用を進めていかなければなりません。

【現状】

小中学校の読書及び図書館活動は、図書館主任の教員と司書教諭資格を有する司書教諭を中心に運営しています。司書教諭は、『学校図書館法』では12学級以上の学校に設置義務がありますが、本市では、7学級以上の全小中学校に配置されています。また、司書教諭は多くの場合、図書館主任を兼務しています。ところが、図書館主任も司書教諭も授業時数等の軽減がない上に他の校務もあり、図書館の運営に専心できないのが実状です。

そこで本市では、図書館活動を支援するため、学校図書館運営支援員を小学校では離島の2校を除く53校に、中学校では全29校に配置しています。勤務時間は年間最大352時間、即ち1日4時間で1週間に2～3日程度の勤務（開校日を35週として換算）となっています。支援員向けに年間2回の研修を実施し、支援の質の向上にも努めています。

学校図書館の物的環境の整備に関しては、コンピュータによる図書管理システムの導入によって図書のデータベース化が進み、データベース化率が75%以上の小学校は54校（98%）、中学校が24校（83%）となっています。また、学校図書館図書標準を達成している学校の割合は5割程度にとどまっており、今後さらに蔵書の整備・充実が求められています。

人的・物的環境の現状

	図書館運営支援員の配置	図書のデータベース化	学校図書館図書標準達成校	
	配置校数（%）	進捗率 75～100%の校数（%）	達成校数（%）	不足冊数
小学校（55校）	53（96%）	54（98%）	29（53%）	41,649冊
中学校（29校）	29（100%）	24（83%）	14（48%）	28,954冊

〔平成22年12月調査実施 学校図書館図書標準達成校は21年度調査〕

次に、小中学校における読書活動の推進については、小学校では、朝読書等の一斉読書が市内全校で実施されているほか、読み聞かせやブックトークなど、ボランティアの協力も得て多様な取組が進んでいます。中学校では、ほとんどの学校で一斉読書が実施され、図書館に必読書や推薦図書コーナーを設置する学校が増えてきましたが、小学校に比べると活動の内容は限定されています。

こうした取組の成果として、平成19（2007）年度には湯山小学校が、平成22（2010）年度には津田中学校が、読書活動優秀実践校として文部科学省から表彰されました。今後、こうした先進校がリーダーとなって他の学校へ取

組を波及させていくとともに、ボランティアや公共図書館との連携を一層進めていくことが求められます。

#### 読書活動推進の現況

	一斉読書 (朝読書 等)の実施	読み聞かせ・ブックトーク の実施	必読書や推薦図書コーナー の設置	ボランティア の活用	公共図書館 との連携
	校数(%)	校数(%)	校数(%)	校数(%)	校数(%)
小学校(55校)	55(100%)	52(95%)	41(75%)	46(84%)	25(45%)
中学校(29校)	25(86%)	14(48%)	22(76%)	5(17%)	5(17%)

[平成22年12月調査実施]

#### 【課題】

人的環境については、学校図書館運営支援員の積極的な支援活動等により、学校図書館の環境整備や機能強化が図られ、子どもたちにとって魅力ある図書館づくりが進められているものの、現状の勤務体制では子どもたちや学校のニーズに十分には応えられていません。支援員の資質の向上を図っていくことも必要であり、そのためにも、同じ支援員がある程度継続して支援することが必要です。

物的環境については、学校図書館図書標準達成校は5割前後にとどまっており、全国平均は上回っているものの、さらなる整備が必要です。

総合的に学校図書館機能を強化していくためには、地域の読書活動推進の中核である公共図書館との連携をどのように進めていくかについても考えていかなければなりません。

#### 【施策】

##### ア) 人的・物的環境の整備・充実

- ・ 学校図書館運営支援員の1校1人配置を継続します。また、1人あたり勤務時間の増加に努めます。
- ・ 図書館運営支援員の資質の向上を図るため、年間2～3回の研修会を実施します。また、資質のある支援員を引き続き継続して雇用できるように努めます。
- ・ 図書館運営や選書、配架等に関する相談に適宜対応したり、要請に応じて各学校へ出かけて直接助言をしたりする窓口を創設し、学校図書館に対する総合サポートシステムの構築を目指します。
- ・ 学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備・充実を図ります。小学校は65%、中学校は60%の5年後の達成を目指します。
- ・ コンピュータによる蔵書貸出管理を進めるとともに、学校の規模やニーズに応じた情報機器の整備に努めます。

- ・ 公共図書館との連携を深め、人的・物的環境の充実につなげるよう努めます。

#### イ) 読書活動の推進

- ・ 豊かな心と感性をはぐくむ基盤として読書活動を充実し、全児童生徒に読書の楽しさを伝え、読書の習慣を身につけます。
- ・ 学力の基盤となる考える力や語彙力を高めるために、各校の実態に応じて読書目標を定めるなどの具体的な手立てに基づいた読書活動の活性化を図ります。
- ・ 情報活用能力や探究心の向上を目指し、児童生徒の探究的な活動の場として学校図書館を積極的に活用します。
- ・ 教師と図書館運営支援員、さらに家庭や地域のボランティア等が一体となって読書活動の活性化を図ることで、図書館や本を介した人と人との豊かなつながりを創造していきます。
- ・ 読書に対する教員の意識の向上と読書活動の充実に向けた指導者の育成に努めます。

#### (4) 障がいのある子どもたちのための取り組み

障がいのある子どもたちへの読書支援は、主に特別支援学校・学級が担っていますが、点訳・音訳資料、さわる絵本の作成といった資料整備や手話おはなし会による読書機会の充実など、様々な面での、行政の福祉部門や地域における関係機関、ボランティアの協力が不可欠です。

##### 【現状】

市立図書館において、特別支援学校に対する団体配本サービスを行っています。また、点訳・音訳ボランティアと協力し、点字図書・録音図書の充実に努めています。

##### 【課題】

情報通信技術の急激な発達に伴い、視覚障がい者に向けた図書のあり方が変化しています。また、視覚・聴覚障がい者だけではなく、様々な障がいを持った子どもへの支援も考慮する必要があります。

行政の福祉部門や地域における関係機関、ボランティアの支援方策はどうあるべきか、研究すべき必要があります。

##### 【施策】

#### ア) 障がいに応じた資料整備

- ・ 障がいのある子どもの豊かな読書体験を保障するため、専門家・障害者団体・ボランティア等の助言、協力を得ながら、障がいに応じた資料の整備に努めます。
- ・ 市立図書館において、ユニバーサルデザイン絵本や布の本、点字絵本などの収集と情報提供を進めます。
- ・ 市立図書館において、特別支援学校への団体配本サービスを継続します。

#### イ) 支援方策の研究

- ・ 視覚・聴覚だけではなく、様々な障がいを持つ子どもに対して、読書支援はどうあるべきなのか、各機関や団体の役割はどう担うべきなのか、研究に努めます。

## 2 子ども図書 of 計画的な整備

### (1) 地域における計画的な図書の整備

#### 【現状】

継続した新規購入などにより、図書館や公民館、幼稚園・保育所など地域における関係機関での蔵書数は増加し、子どもたちの図書の選択肢は、多少なりとも拡がりました。

#### 【課題】

資料の数は増えているものの、決して潤沢とはいえません。また、内容が古くなり利用価値の無くなった資料の適切な廃棄や汚破損図書の買い替えが進んでいません。

子どもたちの多様なニーズに応え、有用で魅力ある蔵書を保つには、利用対象や利用状況を考慮した選書による、幅広い分野の資料の継続的な収集と、不要となった資料の廃棄や汚破損図書の入れ替えなどが必要です。また、大人向けの、子どもの読書活動の推進に向けた啓発書、方策本などはまだまだ揃っていません。

新刊書だけではなく、不要図書を随時廃棄し補充購入できるだけの予算措置のもと、数だけではなく、蔵書内容も鑑みた図書の整備が必要です。

#### 【施策】

##### ア) 充実した蔵書整備

- ・ 子どもにとって有用で魅力ある蔵書を維持するために、利用対象や状況を考慮した有効な選書方法の研究に努めます。また、選書のノウハウや情報について、関係機関が共有できる仕組みづくりを研究します。
- ・ 継続的な資料の収集に努めます。

- ・ 不要図書は速やかに廃棄し、蔵書の新陳代謝を図ります。また、汚破損図書の入れ替えを進めます。

## (2) 学校における計画的な図書の整備

### 【現状】

学校図書館資料購入費の増額、継続した新規購入の仕組みづくりなどにより、各小・中学校における図書館の蔵書数は増加し、児童・生徒の図書の選択肢は拡がりました。

### 【課題】

図書の数は増えているものの、潤沢とはいえず、文部科学省が定める「学校図書館図書標準」の達成率は、小学校・中学校とも全国平均を多少上回る程度となっています。

また、内容が古くなり利用価値がなくなった資料の廃棄や汚破損図書の入れ替えなどが十分には進んでいません。調べ学習用図書については、刻々と変化する社会状況に対応した、タイムリーな整備が必要です。子どもたち向けの資料だけではなく、教職員や保護者等を対象にした、子どもの読書活動推進のための図書や、教科活動において活用できる資料も十分に揃える必要があります。

### 【施策】

#### ア) 量的充実

- ・ 5年後の「学校図書館図書標準」について、小学校は65%、中学校は60%の達成を目指して、図書の整備に努めます。
- ・ 継続的な資料の収集に努めます。

#### イ) 質的充実

- ・ 各小・中学校の実態や特性に即した選書方針に添った、図書整備に努めます。
- ・ 不要図書は速やかに廃棄し、蔵書の新陳代謝を図ります。また、破損図書の入れ替えを進めます。
- ・ 調べ学習や教科活動において活用できる図書をタイムリーに整備することに努めます。
- ・ 教職員や保護者等向けの、子どもの読書活動の推進のための資料を揃えることに努めます。

## (3) 連携による図書の有効活用

### 【現状】

市立図書館の資料を学校や幼稚園・保育所、おはなしボランティア等に長期間貸し出しました。高額で個々にはなかなか購入しづらい大型絵本や大型紙芝居についてはよく借り出されています。

また、市立図書館における、除籍児童書や寄贈児童書の一部を、関係機関に配布し、図書の有効活用を図りました。

### 【課題】

市立図書館の資料を関係機関に貸出す団体貸出制度については、借主が市立図書館まで来館する必要もあり、利用が伸びず、低いままで推移しています。

また、市立図書館における、除籍児童書や寄贈児童書の一部を、関係機関に配布する制度についても、あまり認知されていません。

上記2方策以外の、有効な図書活用の方策が研究されていないのが実状です。

### 【施策】

ア) 市立図書館における団体貸出等の各機関への図書支援の充実

- ・ より利用しやすい仕組みづくりについて、研究・検討します。
- ・ 魅力的な資料整備に努めます。
- ・ 市立図書館から積極的に情報発信し、関係機関への周知に努めます。

イ) 有効方策の研究

- ・ 連携による図書の有効活用について、先進自治体の事例などを研究します。
- ・ 市立図書館が中心となり、関係機関に連携を呼びかけます。

## 3 子ども読書活動支援に関する人的環境の充実

### 【現状】

関係機関において、関係職員を対象とした研修を行い、子どもの読書活動の推進に関わる意識の向上とスキルアップに努めました。また、おはなしや読み聞かせのボランティアを育成するための講習等も実施し、支援スタッフの充実に努めました。

小・中学校においては、ほぼ全校に学校図書館運営支援員が配置されました。

### 【課題】

子どもの読書活動の推進に携わる関係機関の職員については、意識の持ち方についての職員間の格差があり、その意義についての浸透がまだまだ不十分です。全職員が共通した認識を持って、子どもたちに接してこそ、効果的な支援を行うことができます。

学校図書館運営支援員については、充実した支援を行うには、まだまだ勤務時間が少ない状況です。個々の支援員の熱意に頼るような現状は問題です。

ボランティアに関しては、育成は進んでいるものの、活動の場の提供やスキルアップが課題です。活動する側と活動を求める側をうまくマッチングさせ、子どもたちにより多様な読書との出会いの機会を与えるため、ボランティアに関する情報の一元化と情報共有が必要です。

#### 【施策】

##### ア) 関係職員の意識啓発・スキルアップ

- ・ 職員間の対話や意見交換をはかり、また研修を充実させ、より多くの職員の意識向上と能力向上に努めます。
- ・ 共同開催やメニューの共有など、講習や研修における、各機関相互の連携、協力を努めます。

##### イ) 関係職員の支援環境の整備

- ・ 学校図書館運営支援員など支援に携わる職員の、勤務環境の整備に努めます。

##### ウ) ボランティアの充実

- ・ ボランティアの育成に努め、子ども読書支援の裾野を広げます。
- ・ ボランティアの、スキルアップや情報交換の場を設けるよう努めます。
- ・ 有効支援のため、ボランティアの把握と、その情報を一元化、共有し、有効活用に努めます。

## 4 連携・協力体制の確立

#### 【現状】

行政から民間ボランティアまで、子ども読書に係る関係者をメンバーとした「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」を立ち上げ、定期的に会合を開いて情報交換・意見交換を行い、関係団体が連携し相互協力を図ることのできるしくみをつくりました。また、子どもの読書活動推進関係者や関心のある市民が一堂に会し、「まつやま子ども読書ネットワーク交流研究集会」を年に1回開催し、情報交換や意識啓発、研修の場としての役割を担いました。

### 【課題】

「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」や「まつやま子ども読書ネットワーク交流研究集会」が、連携・協力に向けての、一定の役割を果たしているとはいえ、体制の確立には程遠く、もっと有効で効果的なシステムづくりが必要です。

### 【施策】

#### ア) 連携・協力の体制の確立

- ・ 「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」や「まつやま子ども読書ネットワーク交流研究集会」を継続した上で、より有効で効果的なシステムについて研究・検討します。
- ・ 子どもの読書活動の推進に向けて、不可欠であり大きな存在である、ボランティアの把握と、その情報の一元化、共有、有効活用に努めます。
- ・ 市立図書館が中心となり、関係機関、関係者に働きかけるよう努めます。

## 5 情報の発信

### 【現状】

『第1次計画』において、情報発信については、特に言及しておらず、各機関・団体が、各々の子どもの読書活動の推進に関わる活動や行事等の情報について、個別に、各々の方法で、限られた対象に向けて行っているのが実情です。

### 【課題】

子ども読書活動の推進には、情報の発信が不可欠です。いくら素晴らしい図書館・図書室を整備し、多様な活動を展開したとしても、その情報が子どもたちや子どもを取り巻く大人たちに届かなければ、何の支援にもなりません。

さらに、支援をより有効なものにするためには、各々が個別に発信する情報を集約し、まとめて発信する仕組みが必要です。

また、子どもの読書活動を推進している関係者に向けた情報の収集、提供も必要です。

### 【施策】

#### ア) 有機的に支援に結びつける情報発信

- ・ 各機関・団体においては、各々の活動対象に向けて、より効果的に情報を発信することに努めます。
- ・ 市立図書館が集約場所となり、各情報をまとめて発信するシステムの作

成、子どもの読書活動の推進に関する情報を収集して関係者に提供する  
仕組づくりを研究します。

## 附

### 1 利用の手引き

\* 施設数は平成 23 年 3 月 31 日現在のものです

#### (1) 注解〔章・節順〕

##### 「第 1 章・第 1 節・3 (策定の背景)」関係

- ア) 『子どもの読書活動の推進に関する法律』 平成 13 (2001) 年 12 月公布・施行  
「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」ことを基本理念としています。
- イ) 『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』平成 14 (2002) 年 8 月閣議決定  
子どもの自主的な読書活動を支える環境の整備を推進するため、平成 14 年度から 5 年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示したもので、地方公共団体に対しては、子ども読書活動推進計画の策定、図書館や学校における子どもの読書活動の推進、学校図書館の蔵書の充実、学校図書館司書教諭の配置の促進、関係行政機関や民間団体等による総合的な推進体制を整備するよう求めています。
- ウ) 『愛媛県子ども読書活動推進計画』 平成 16 (2004) 年 3 月策定・公表  
平成 16 年度から平成 20 年度までの計画で、愛媛県全体で子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域、学校などでの「子どもに対する働きかけ」の必要性と方法等について述べるとともに、「環境整備」のために公立図書館・学校図書館・県立図書館等に対して「人」「図書」「施設・設備」の充実を求めています。
- エ) 『文字・活字文化振興法』 平成 17 (2005) 年 7 月公布・施行  
文章を読んだり書いたりする活動や出版活動等、また出版物などの文化的所産を「文字・活字文化」と定義し、その振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であり、学校教育において、読む力・書く力、言語力の涵養に十分配慮するよう規定するとともに、公立図書館においては、地域住民の対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、必要な役割を果たすべきであるとしています。
- オ) 改正『教育基本法』 平成 18 (2006) 年 12 月改正  
改正『学校教育法』 平成 19 (2007) 年 6 月改正  
『教育基本法』の改正により、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられました。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携

協力についての規定が盛り込まれました。

また、新しい『教育基本法』の理念を受けて『学校教育法』が改正され、普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられました。

カ) 『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）』

平成 20（2008）年 3 月閣議決定

第一次計画の期間満了に伴う平成 20 年度からおおむね 5 年間にわたる計画で、第一次計画の取組の成果として、全国の自治体における計画の策定が進んだこと、公立図書館と連携する学校の増加、司書教諭の配置の促進、学校におけるボランティアとの連携の促進などを挙げる一方、課題として、年齢が高くなるに従って生じる読書離れや、子どもたちの読解力の低下などが挙げられ、読書の必要性が指摘されています。

キ) 『愛媛県子ども読書活動推進計画（第二次）』 平成 21（2009）年 3 月策定・公表

平成 21 年度から平成 25（2013）年度までの計画で、第一次計画の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動をより一層推進するための重点事項として、「家庭における子どもの読書活動の推進」「ボランティアとの連携等」「学校と公立図書館等との連携」「市町における読書活動推進計画の策定」を掲げています。

「第 1 章・第 3 節・2（計画策定の位置づけ）」関係

ア) 『松山市第 5 次総合計画』 平成 15（2003）年策定

平成 24（2012）年度を目標とする、21 世紀初頭の市政推進のための基本計画です。めざす都市将来像を「憧れ 誇り 日本一のまち 松山」とし、「のびのび教育日本一のまちづくり」をテーマの一つとしています。子どもたちのたくましい生きる力と豊かな人間性を育むために、学校・家庭・地域が一体となって意識づけや仕組みづくりに取り組むことを謳っています。その一環として学習環境を整備することとし、主な内容として公民館や図書館などの学習施設の整備を掲げています。市立図書館の市民一人当たり図書貸出し冊数を指標とし、目標年度の達成数値を 4.5 冊と設定しています。

イ) 『まつやま教育プラン 2 1（第 2 次）』 平成 19（2007）年策定

『第 5 次松山市総合計画』の教育行政分野の行動計画として、平成 23（2011）年度を目標に、その基本方針や施策等をまとめたものです。教育行政の目標は「生きる喜びが実感できる人づくり」とし、「開かれた」「時代の要請に即応した」「学校・家庭・地域と連携した」教育行政の推進に努め、「いきいきと学ぶ生涯学習の推進」「生きる力を育む学校教育の推進」「スポーツの振興と健康づくりの推進」の 3 つの基本方針を打ち出しています。これを受けて、施策方針では、学校・家庭・地域が一体となった子どもの心の豊かさとたくましさを育む教育の推進を掲げ、青少年の健

全育成、体験活動などとともに、重点的に子ども読書活動の推進に取り組むこととして  
います。

ウ) 『松山市子ども育成条例』 平成 16 (2004) 年 4 月公布・施行

子どもを社会全体で育み、健やかな育成をめざすために制定されました。子どもを  
健やかに育成するため、保護者や青年・高齢者をはじめ市民、市民団体、教育・児童  
福祉機関、事業者の役割と、市の責務を明らかにしています。市は、家庭教育力・地  
域教育力の向上や、子どもや青年の主体的な活動への支援、子どもを支え合うための  
支援を行うこととしています。また、「まつやま子どもの日」(8月8日)や「まつや  
ま子ども週間」、「まつやま子ども育成会議」や「まつやま子ども会議」の設置や組織  
について定められています。

「第2章・第1節・1(ふれあいの読書期)」関係

ア) 「ふれあいの読書期」における家庭の果たす役割

家庭は、人格形成が最初に行われる場であり、子どもの成長にかけがえのない場所  
です。乳幼児は、親やきょうだい、友だちなど身近な人のまねをしながら、社会の中  
での役割を学んでいきます。あせらず、できたことをほめながら子育てすることが大  
切です。

乳児期と保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つことが、良好な親  
子関係をつくりあげるための一助となります。乳幼児期における絵本の読み聞かせは、  
コミュニケーションの手段としての子育てのツールであり、子どもが豊かに成長して  
いくための読書習慣を身につけるうえでも大きな力になります。

このため、保護者には、図書館等から本を借りたり、公民館などの事業に参加した  
りして、子どもの発達段階に合わせた本の選び方や楽しみ方についての情報を積極的  
に得ていくことが望まれます。

イ) 「ふれあいの読書期」における市立図書館の果たす役割

市立図書館は、豊富な資料を揃え、市民誰もが利用できる、読書活動の中心施設の  
役割を担っています。本市には中央図書館をはじめ三津浜・北条・中島図書館があり  
ます。また、移動図書館車4台が172か所のステーションを2週間に1度巡回し、  
妊娠や育児中などで図書館に出向くことが難しい人たちへの本の貸出しなど、市内全  
域でサービスを実施しています。

さらに、市立図書館では、読み聞かせやお話し会、『乳幼児期<ふれあいの読書期>  
おすすめ絵本ガイド』の作成・配布、保護者を対象とした読み聞かせ体験教室などを  
行っています。あわせて、子どもの読書活動を推進するために必要な知識・技術を習  
得するためのボランティア入門教室等の学習機会の提供なども行っています。

#### ウ) 「ふれあいの読書期」における公民館の果たす役割

公民館は、さまざまな学習機会の提供、自主的な学習活動や学習成果活用の支援、学習情報の提供、学習相談などを通じて、居留意識や連帯感の向上、地域文化の振興など、地域づくりを支援する役割を果たしています。こうした中で、現代的な課題として、家庭教育の支援・推進・啓発に向けた取り組みが広く行われています。

公民館では、子育て中の親が乳幼児の基本的な生活習慣や生活能力について学習する機会の提供の一つとして、読み聞かせやおはなし会などを催し、子どもが読書の楽しさを知るきっかけづくりを行っています。また、公民館は地域の人たちに身近で、コミュニケーションの拠点であることから、地域への子どもの読書活動の意義を普及しやすく、読書活動推進の輪が広がる可能性を持った施設といえます。

#### エ) 「ふれあいの読書期」における保健所・地域子育て支援センターの果たす役割

保健所・地域子育て支援センターでは、保護者が絵本に興味を持ち、親子で絵本に親しむためのきっかけづくりを行います。親子で絵本を見る時間は、乳幼児にとって人の愛情や体温に包まれる時間であり、子どもの豊かな成長のために大切なものです。

保健所は、市民の健康の保持・増進に資する施設で、妊娠期や子育て期の母親を対象に、啓発講座の開催や幼児健診時の読み聞かせなどを行っています。

また、地域子育て支援センターは、子育て家庭に対する育児支援を目的とした施設で、本市には 18 か所あります。未就園児とその保護者を対象にして、おはなし会などを開いて絵本を通じて親子でふれあう時間を設け、絵本の楽しさと大切さを伝えるとともに、絵本の貸出しなどを行っています。

#### オ) 「ふれあいの読書期」における幼稚園・保育所等の果たす役割

本市には、幼稚園が 51 園（市立 5 園、私立 46 園）と保育所が 66 園（公立保育所 30 園、私立保育所 36 園、うち認定こども園 5 園）があり、このほか地域保育所（認可外保育施設）が 43 か所あります。

幼稚園や保育所などでは、幼児が絵本や物語などに親しんでいくきっかけづくりをします。乳幼児期は、さまざまな言葉を覚えていくとともに、人間形成の基盤となる豊かな心、物事へかかわる意欲、健全な生活を営むための態度が養われる大切な時期です。絵本や物語などで見たり聞いたりした内容を自分の経験と結びつけながら、想像したり、表現したりすることを楽しむようになります。このような想像の世界や未知の世界と出会い、そのおもしろさを体験することが、生涯の読書の基礎となります。

このため、遊びの中で自然に絵本に触れることができるような環境づくりを行うとともに、読み聞かせてもらう喜びを子どもに体験させたり、読み聞かせの大切さを保護者に啓発したり、未就園児への支援をしたりすることにより、子どもが読書の楽しさに出会える環境を整えていきます。

## 「第2章・第1節・2（ひろがりの読書期）」関係

### ア) 「ひろがりの読書期」における家庭の果たす役割

児童期の子どもは、友だちと多くのことを学びあい、社会性が発達してきます。保護者は、家庭内のルールを作ったり、仕事を分担したりして、子どもが自分の考えをはっきり言ったり、他人の話をきちんと聞いたりできるよう、責任感や自立心を育てることが大切です。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

### イ) 「ひろがりの読書期」における市立図書館の果たす役割

図書館では、子どもたちが、読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができます。また、自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定・問題解決を図るなど、読解力や情報活用能力を身につけることができます。一方、保護者は、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書等に相談したりすることができます。

市立図書館では、児童向けの図書の整備充実に努めるとともに、『児童期<ひろがりの読書期>おすすめブックガイド』を作成・配布するなどして、自ら本を読む楽しさを覚えていくよう、取り組んでいます。今後、子どもの読書活動のより一層の推進のためには、子どもや保護者への直接的サービスはもちろん、学校や読書活動を推進する団体・グループ、ボランティア等との連携・協力が課題となっています。

### ウ) 「ひろがりの読書期」における公民館の果たす役割

公民館は、児童には普段から身近であり、学校週5日制に対応してさまざまな体験活動を実施するなど、子どもの教育にとって重要な施設です。

公民館図書室では、子どもたちが読書の楽しさに出会うきっかけをつくります。また、読書に興味を持った子どもたちが、より関心を深め、学校の図書室や図書館に足を運ぶ動機づけを行います。さらに、読み聞かせやおはなし会、紙芝居など、読書を楽しむためのいろいろな機会を提供して、図書館から遠く離れている地域では、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

また、近年は、児童が自分だけの時間を過ごしたり、年齢の異なるさまざまな人たちとかかわりを持つことができる「心の居場所」であったり、放課後の子どもたちが安全・安心に過ごせる場としての役割が求められています。

エ) 「ひろがりの読書期」における小学校の果たす役割

児童が1日の多くの時間を過ごす小学校は、学び、遊び、友達や先生を通じて人間関係をつくっていく大変大切な場所です。各々の児童の人間形成に大きな影響を与える場所といっても過言ではありません。

「ふれあいの読書期」に読み聞かせという形で本に接していた児童たちは、小学校で“教科学習”や“朝の読書”、“調べ学習”などを通じて、より拡がりのある読書の世界に出会います。また、小学校の図書館は、公共図書館を除くと、多くの児童にとって、初めて接する本格的な図書館です。読書の世界や図書館との出会いを、児童のその後の充実した読書人生に結びつけるために、豊富な図書を整備し、本と子どもを結びつける人を配し、児童に多様な読書機会を提供することが重要です。

オ) 「ひろがりの読書期」における児童館・児童センターの果たす役割

子どもの行動範囲は大人に比べて限定されており、ほとんどの子どもは日常生活を地域内で過ごしています。子どもの生活圏内にある児童館・児童センターでの読書活動は、子どもが本と出会い触れ合う機会を確保する役目を担い、地域の人たちが子どもの読書への関心を高める役割を果たしています。

児童館・児童センターは、健全な遊びなどを提供することによって健康を増進し、子どもの情操を豊かにすることを目的とした施設で、本市には、児童館が5館、児童センターが2館、合わせて7館あります。児童館で行われている保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動は、図書館でのさまざまな活動と同様、子どもが読書に親しむきっかけとなっているため、これらの活動が一層推進されることが望まれます。

カ) 「ひろがりの読書期」における児童クラブ等の果たす役割

核家族化が進み、共働き世帯が増えている中、子育て支援の観点から、子どもの居場所づくりとして、厚生労働省所管の放課後児童クラブと、文部科学省所管の放課後子ども教室があります。

児童クラブは、子どもの放課後の時間帯や保護者の就労時間などの実情にあわせて、小学生に適切な遊びや集団生活の場を与え、子どもの健全な育成に取り組んでいます。本市には60か所あり、小学1年生から3年生までの児童を預かっています。

放課後子ども教室は、地域の人たちが小学6年生までの児童の安全を見守りながら、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、基礎学力の向上や学習習慣の定着をめざして様々な活動を行っています。実施主体は市で、本市には18か所あります。

児童クラブなどでは、子どもが同世代の子どもたちと一緒に過ごすなか、のびのびと本が読める環境を整えることが大切です。

キ) 「ひろがりの読書期」における子ども文庫の果たす役割

子ども文庫は、個人や数人のグループが家庭や集会所において行っている活動です。

地域の子どもや大人を対象に本の貸し出しや読み聞かせ、おはなし会、手づくりあそび等を行い、地域での子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

### 「第2章・第1節・3（ふかまりの読書期）」関係

#### ア) 「ふかまりの読書期」における家庭の果たす役割

この時期の子どもは、友だちとのつきあいを大切にするようになります。多感な時期です。こうした折、家庭は、心身ともにリラックスし、明日に向けて働いたり、勉強したりするための力を蓄える安らぎ、癒しの場となります。保護者は、子どもの考えを尊重し、判断力を身につけたり、目標に向かって努力したりするよう、自信や自立心を育てることが大切です。

子どもが自ら読書する力を持ち、豊かに成長していくためには、保護者が子ども読書の意義や大切さを理解して、暮らしの中に読書の時間や読書について話し合う時間をつくることが望まれます。また、保護者自身が読書を楽しむことも、子どもの読書活動をすすめるうえでは大切なことです。

#### イ) 「ふかまりの読書期」における図書館の果たす役割

中学・高校生は、ケータイ小説やインターネットでの読書材を通じて、何らかの読む行為を日常的に行っており、メディアミックスの流行が読書に反映されるともいわれます。また、強制ではなく自らの意思で、自分の興味で自分のために読む、コミュニケーションツールの一環として本を読むということが指摘されています。

発達心理学という青少年中期にあたるこの世代の読書興味は、より広く深く発達します。市立図書館では、読書興味の発達を踏まえ、読みつがれてきた本、大人や教師が薦めたい本を豊富に取り揃えることに努めています。今後は、読書とメディア利用の多角的な関係を考慮し、現在の若い人に支持されている本にも重点を置くなどのサービスの提供や環境整備が求められています。

#### ウ) 「ふかまりの読書期」における公民館の果たす役割

行動範囲が広がり、家族や地域と一定の距離をおく傾向にあるこの時期、子どもたちの多くは公民館から遠ざかります。しかし、多感なこの時期の子どもの居場所のひとつとして、様々な年齢層の様々な価値観をもった人々が集う公民館の果たすべき役割は大きいと考えます。読書推進のためというよりも、生徒達を公民館に誘引する材料のひとつとして、魅力ある公民館図書室のあり方を考慮すべきです。

#### エ) 「ふかまりの読書期」における中学校・高等学校の果たす役割

学校では、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していくうえで、学校は大きな役割を担っています。

殊に、学校図書館は、生徒の自由な読書を保障する「読書センター」としての機能

とともに、教科等の日常的な授業や、授業で学んだことを確かめ、深め、発表するなどの生徒の主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能があり、学校教育で中心の役割を果たしています。

しかし近年、この世代での「読書離れ」「活字離れ」が指摘される中で、自ら図書館に足を運ぶ生徒だけでなく、すべての生徒に向けて読書の楽しさを伝える効果的な指導や活動手法の開発が求められています。

オ) 「ふかまりの読書期」における社会教育施設の果たす役割

社会教育施設では、主体的な読書活動を支援するため、図書室等を設けています。

青少年センターでは、読書ができる机や椅子を備えた部屋があり、利用者が本を持参して活用しています。また、青少年センターには市の移動図書館が月2回巡回しています。

子規記念博物館では、正岡子規に関する図書資料だけでなく、短詩型文学や文学に関する広範な図書を所蔵しており、資料閲覧室では自由に閲覧することができます。

今後は、中・高校生などが、自発的に、探求的な読書活動ができるよう、情報の発信や図書館・学校などとの連携を深め、青少年が読書と親しむ機会を増やすことが求められています。

(2) 関係施設の概要

平成23年3月31日現在

【 中心部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
中央図書館	湊町7丁目5 総合コミュニティセンター内	9:30～20:00		943-8008 933-9968	蔵書数 448,241
新玉公民館	千舟町8丁目69-4	第1・3土曜日 10:00～12:00(生石分館にて)		931-5294	
雄郡公民館	小栗3丁目5-24	第2・4土曜日 13:30～15:30		931-6571	
清水公民館	清水町3丁目170-4	水曜日; 13:00～15:00 土曜日; 10:00～12:00		924-7075	
味酒公民館	松前町5丁目1-6	土曜日; 10:00～12:00		924-9053	
八坂公民館	三番町1丁目3-2	月～金曜日; 9:00～17:00 土曜日; 10:00～12:00		921-2231	
番町公民館	二番町4丁目3-4	月～金曜日; 9:00～17:00		945-0957	
中央児童センター	若草町8-3 ハートプラザ内	9:00～17:30	月曜日(※) 年末年始	933-9311 933-3411	
新玉児童館	三番町6丁目4-20 コムズ内	9:00～17:30	月曜日(※) 年末年始	943-5801 931-5756	
えひめ乳児 保育園	清水町4丁目23	園にお問い合わせ下さい	日曜・祝日、 年末年始等	925-1784	
山越保育園	山越1丁目19-40			925-9547	
八雲保育園	此花町1-1			941-9771	
朝美保育園	美沢2丁目7-39			925-1467	
松山市保健所	萱町6丁目30-5	8:30～17:00	土・日曜 日・祝日 年末年始等	911-1810	

( ) : 月曜日(祝日を除く) 月末日(月土日祝の場合は最終平日) 年末年始、特別整理休館日等  
 (※) : 月曜日が祝日の場合は翌日、 : 地域子育て支援センター併設

【 西部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
三津浜図書館	住吉2丁目4番12	9:30～19:00 レファレンス・AVコーナーは 18:00まで		951-2516 951-5223	蔵書数 74,253
生石公民館	高岡町860-67	月曜日; 10:30～11:30 第1・3土曜日; 9:30～11:30		971-2975	

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
余土公民館	余戸中2丁目8-22	金曜日; 10:00~12:00		971-6752	
垣生公民館	西垣生町1228	第1・3土曜日; 19:00~21:00 第2・4土曜日; 14:00~16:00		971-0267	
味生公民館	別府町177-1	土曜日; 13:00~16:00 月曜日; 10:00~12:00		952-5406	
三津浜公民館	三津3丁目2-30	土曜日; 10:00~12:00		951-0446	
宮前公民館	古三津1丁目26-48	月~土曜日; 9:00~12:00		952-1068	
高浜公民館	梅津寺町1335-4	月・火・木・金曜日; 10:00~12:00 水曜日; 14:00~16:00、土曜日; 10:00~16:00		952-5235	
泊公民館	泊町818	月~金曜日; 8:30~16:30 土曜日; 8:30~12:30		961-2933	
由良公民館	由良町1048-2	月~金曜日; 9:00~17:00 土曜日; 9:00~12:00		961-2932	
和気公民館	太山寺町1226-1	第2・4土曜日; 10:00~12:00		978-3805	
久枝公民館	西長戸町299	水曜日; 14:00~16:30		924-8628	
久枝児童館	西長戸町638-1 久枝なかよし ふれあいセンター内	9:00~17:30	月曜日(★) 年末年始	922-3800 924-1888	
味生児童館	別府町177-1 味生ふれあいセンター内	9:00~17:30	月曜日(★) 年末年始	953-5051 953-5052	
三津浜幼稚園	神田町1-41	園にお問い合わせ下さい	土・日曜日 祝日等	951-0831	
ふたば保育園	小栗7丁目1-32	園にお問い合わせ下さい	日曜・祝日 年末年始等	921-4656	
のぞみ保育園	土居田町569			971-9085	
味生保育園	北斎院町759-1			951-7100	
ひよこ保育園	南斎院町686-2			974-4144	
生石保育園	高岡町860-1			989-3110	
高木保育園	高木町252			979-0360	
余土保育園	余戸東4丁目1-35			972-0801	
中須賀保育園	中須賀1丁目12-17			952-9655	

( ): 月曜日(祝日を除く)、月末日(月土日祝の場合は最終平日)、年末年始、特別整理休館日等  
(★): 月曜日が祝日の場合は翌日、 : 地域子育て支援センター併設

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
港山保育園	新浜町9 -29	園にお問い合わせ下さい	日曜・祝日 年末年始等	951 -3158	
高浜保育園	高浜6丁目1674			951 -0965	
もものはな 保育園	由良町479			961 -2332	
みかん文庫	小栗5丁目	月曜日; 14:00 ~ 18:00		933 -6314	
ちびっこ文庫	南斎院町	第1・3・5週の土曜日; 9:00 ~ 12:00		973 -7068	
トトロ文庫	余戸中4丁目	土曜日; 14:00 ~ 17:00		974 -3039	
ドレミ文庫	余戸西2丁目	火曜日; 14:30 ~ 17:30		974 -5670	

### 【 東 部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
湯山公民館	末町甲98 -2	水曜日 3月 ~ 10月; 18:00 ~ 19:30 11月 ~ 2月; 18:00 ~ 19:00		977 -2763	
伊台公民館	下伊台町1474 -1	火曜日; 15:00 ~ 17:00		977 -0136 977 -1928	
素鷲公民館	中村3丁目2 -34	土曜日; 13:30 ~ 15:30		931 -2745	
道後公民館	道後町1丁目5 -31	月 ~ 金曜日; 10:00 ~ 12:00 土曜日; 14:00 ~ 15:30		921 -0430	
東雲公民館	勝山町2丁目11 -5	土曜日; 10:00 ~ 12:00		941 -6630	
桑原公民館	桑原2丁目6 -35	金曜日; 14:30 ~ 16:30 土曜日; 9:30 ~ 11:30		945 -9796	
潮見公民館	吉藤4丁目3 -16	第1・3・5金曜日; 14:00 ~ 17:00 第2・4金曜日; 11:30 ~ 12:00、 14:00 ~ 17:00 第2・4土曜日; 10:00 ~ 16:00		924 -8643	
松山保育園	中村3丁目5 -29	園にお問い合わせ下さい	日曜・祝日 年末年始等	941 -3550	
道後保育園	道後姫塚123 -1			932 -6411	
小百合保育園	溝辺町甲528			977 -0228	

: 地域子育て支援センター併設

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
伊台保育園	下伊台町1493 -1	園にお問い合わせ下さい	日曜・祝日 年末年始等	977 -9975	
和泉保育園	和泉北1丁目 20 -18			943 -5656	
東雲保育園	東雲町7 -1			931 -1439	
桑原保育園	桑原4丁目10 -22			931 -0828	
くわくわ ライブラリー	桑原2丁目6 -35 桑原公民館	金曜日; 14:30 ~ 16:30 土曜日; 9:30 ~ 11:30		931 -0035	
畑寺児童館	畑寺4丁目8 -5 畑寺福祉センター内	9:00 ~ 17:30	月曜日(＊) 年末年始	905 -9614 905 -9172	
畑寺子ども 文庫	畑 寺 4 丁 目 栄光教会内	土曜日; 14:00 ~ 16:00		976 -2002	
たんぼぼ文庫	道後祝谷5丁目 7 -15 道後祝谷分館	水曜日; 14:00 ~ 16:00		922 -3984	
湯の山おはなし 文庫	湯の山8丁目17 湯の山コミュニティホール内	土曜日; 14:00 ~ 16:00 水曜日; 15:30 ~ 17:00		977 -3781	

: 地域子育て支援センター併設

## 【 北部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
北条図書館	河野別府941	9:30 ~ 18:00		993 -2281 993 -0460	蔵書数 97,403
中島図書館	中島町大浦2962	9:00 ~ 18:00 土・日・祝日は17時 まで	月 曜 日 (＊)、年末年 始、特別整理 休館日等	997 -1181 997 -0329	蔵書数 28,596
堀江公民館	堀江町甲1400 -1	毎週木曜日; 10:00 ~ 12:00 第1・3土曜日; 14:00 ~ 16:00		979 -3596	
日浦公民館	河中町甲346	月 ~ 金曜日; 8:30 ~ 17:00 土曜日; 8:30 ~ 12:00		977 -5807	
五明公民館	菅沢町甲247 - 1	月 ~ 金曜日; 8:30 ~ 17:00 土曜日; 8:30 ~ 12:00		977 -6152	
五明幼稚園	菅沢町乙45 - 4	園にお問い合わせ下さい	土・日曜日 祝日等	977 -1630	
福角保育園	福角町1258 - 2	園にお問い合わせ下さい	日曜・祝日 年末年始等	979 -4018	
粟井保育園	鹿峰63 - 2			994 -0212	

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
堀江保育園	堀江町甲1654-9	園にお問い合わせ下さい	日曜・祝日 年末年始等	978-0356	
日浦保育園	河中町甲646			977-5806	
浅海保育園	浅海本谷甲719-1			995-0032	
国津保育園	八反地甲1647			993-0807	
中島保育園	中島大浦3040-1			997-0101	
元怒和保育園	元怒和甲925-1			999-0001	
津和地保育園	津和地420			990-2028	

( ): 月曜日(祝日を除く)、月末日(月土日祝の場合は最終平日)、年末年始、特別整理休館日等  
 (\*): 月曜日が祝祭日の場合は翌日、 : 地域子育て支援センター併設

### 【 南部 】

称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
久米公民館	鷹子町823	月・火・木・土曜日; 10:00~12:00 水曜日; 13:00~16:00 金曜日; 14:00~17:30		976-8438	
小野公民館	北梅本町759	土曜日; 10:00~12:30		975-8511	
石井公民館	居相1丁目8-26	土曜日; 13:30~15:30		957-4120	
浮穴公民館	森松町469-6	第2・4土曜日; 13:30~15:00 第3火曜日; 19:30~21:00		957-1843	
荏原公民館	東方町甲955	土曜日; 9:30~12:00		963-0993	
坂本公民館	久谷町70	第1・3金曜日; 16:00~17:00 第2・4土曜日; 12月~2月 10:00~11:00 それ以外 19:00~20:00		963-0994	
久米児童館	鷹子町4-4 久米複合施設内	9:00~17:30	月曜日(*) 年末年始	970-0907 970-7778	
南部 児童センター	古川北3丁目8-20 はなみずきセンター 内	9:30~21:00	月曜日(*) 年末年始	969-1005 969-1006	
石井幼稚園	西石井6丁目4-29	園にお問い合わせ下さい	土・日曜日 祝日等	956-0089	

(\*): 月曜日が祝祭日の場合は翌日

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
荏原幼稚園	東方町甲1493-3	園にお問い合わせ下さい	土・日曜日 祝日等	963-1103	
坂本幼稚園	久谷町24			963-1154	
未来保育園	来住町730-4	園にお問い合わせ下さい	日曜・祝日 年未年始等	970-1571	
久米保育園	鷹子町4-4			970-0311	
石井保育園	西石井6丁目4-34			957-5311	
星岡保育園	星岡2丁目22-1			969-1234	
つばき保育園	古川北2丁目18-30			956-7670	
平井保育園	平井町甲118			975-0126	
浮穴保育園	南高井町1608-2			976-2202	
なかよし文庫	溝辺町	木曜日; 14:00~17:00		977-3160	
おしゃべり文庫	東石井4丁目	土曜日; 14:00~18:00		956-5537	

: 地域子育て支援センター併設

### 【 その他 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
移動図書館	湊町7丁目5 総合コミュニティセンター内	ホームページ、チラシ等をご覧下さい		943-8008 933-9968	蔵書数 118,847

- \* 臨時休館等があるため、お出かけの際はご確認ください。
- \* 公民館については、図書室を有する施設のみ掲載しています。
- \* 児童館・児童センターは、0才～18才の子どもを対象とする施設です。
- \* 保育園には、親子（主に未就園児・保育園児とその親）を対象とする施設と、保育のみを行う施設の2種類があります。
- \* 幼稚園・保育園の開放についての問い合わせ  
幼稚園・地域子育て支援センター（保育園の一部に設置、本表 印の付いている施設）では、未就園児を対象とするおはなし会等を実施しています。ホームページ等でも紹介しています。  
詳しくは、各園にお問い合わせください。

## 2 参考資料

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 図書館法
- ・ 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- ・ 学校図書館法

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

(目的)

**第 1 条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第 2 条** 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第 3 条** 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第 4 条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第 5 条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第 6 条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第 7 条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施

されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 図書館法

昭和 25 年法律第 118 号

最終改正：平成 11 年法律第 160 号

### 第 1 章 総則

(この法律の目的)

**第 1 条** この法律は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第 34 条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

**第 3 条** 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

(2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

(3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

(4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

(5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

(6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

(7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

( 8 ) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

( 司書及び司書補 )

**第4条** 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

( 司書及び司書補の資格 )

**第5条** 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

( 1 ) 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したものの

( 2 ) 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

( 3 ) 3年以上司書補( 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。 )として勤務した経験を有する者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

( 1 ) 司書の資格を有する者

( 2 ) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で第6条の規定による司書補の講習を修了したもの

( 司書及び司書補の講習 )

**第6条** 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

**第7条** 削除

( 協力の依頼 )

**第8条** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市( 特別区を含む。以下同じ。 )町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

( 公の出版物の収集 )

**第9条** 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を2部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

**第2章** 公立図書館

( 設置 )

**第10条** 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

**第11条** 削除

**第12条** 削除

(職員)

**第13条** 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

**第14条** 公立図書館に図書館協議会を置くことができる

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第15条** 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

**第16条** 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

**第17条** 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

**第18条** 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

**第19条** 削除

(図書館の補助)

**第20条** 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

**第21条** 削除

**第22条** 削除

**第23条** 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- (1) 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- (2) 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### **第3章 私立図書館**

#### **第24条 削除**

(都道府県の教育委員会との関係)

**第25条** 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

**第26条** 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

**第27条** 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

**第28条** 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

**第29条** 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

## 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成 13 年 7 月 18 日 文部科学省告示第 1 3 2 号

### 1 総則

#### (1) 趣旨

この基準は、図書館法(昭和25年法律第118号)第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。

公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### (2) 設置

都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置(適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。)に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

#### (3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

#### (4) 資料及び情報の収集、提供等

資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。

資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。

地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。

都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

#### **(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力**

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

#### **(6) 職員の資質・能力の向上等**

教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

## **2 市町村立図書館**

### **(1) 運営の基本**

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

### **(2) 資料の収集、提供等**

住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館と

の連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

### (3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

### (4) 利用者に応じた図書館サービス

成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書等の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーション

ンの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

#### (5) 多様な学習機会の提供

住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

#### (6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

#### (7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

#### (8) 職員

館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。

館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

### (9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

### (10) 図書館協議会

図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

### (11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

## 3 都道府県立図書館

### (1) 運営の基本

都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

### (2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

### (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

#### (4) 図書館間の連絡調整等

都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

#### (5) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

#### (6) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

#### (7) 職員

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか、3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

#### (8) 施設・設備

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

#### (9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

## 学校図書館法

昭和 28 年 8 月 8 日法律第 118 号

改正：平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号

(この法律の目的)

**第 1 条** この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

**第 3 条** 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

**第 4 条** 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- (1) 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- (4) 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- (5) 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

**第 5 条** 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

**第6条** 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

**第7条** 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- (2) 学校図書館(国立学校の学校図書館を除く。)の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- (3) 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 [抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則〔平成19年6月27日法律第96号〕 [抄]

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条から第14条まで及び附則第50条の規定 平成20年4月1日